

議案第49号

財産を無償で貸し付けること（倉吉市道用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	倉吉市上井621番2ほか2筆	236平方メートル

2 相手方

倉吉市

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 理 由

市道として良好な管理を行うため、引き続き倉吉市に無償で貸し付けようとするものである。